みらいエコ住宅
2026事業

交付申請等の要件について
（完了報告の手引き）

補助対象事業

A

注文住宅の新築

完了報告

2026年7月17日版

みらいエコ住宅2026事業事務局

ホームページ
https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/

住宅省エネ2026キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

お問い合わせ窓口
0570-081-789
（IP電話等からのお問い合わせ先）
03-6629-1646

受付時間
9:00～17:00（土・日・祝含む）

※電話番号はお間違えのないようにお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

目次

第1章 完了報告の詳細 3

1－1 完了報告とは 4
1－2 完了報告手続きの流れ 4
1－3 補助金の交付 5
1－4 完了報告の手続き 7

第2章 提出書類の詳細 9

第3章 その他 14

3－1 交付申請の取下げ 15
3－2 補助金の併用 16
3－3 書類の保管 17

第4章 更新履歴 19

みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業
A
注文住宅の新築
完了報告

第1章　完了報告の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※ ：各項の全体に対する注釈です。
＊0 ：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

第1章 完了報告の詳細

1－1　完了報告とは

本事業の補助金の交付決定を受けた補助対象住宅について、補助事業の目的である「消費者による省エネ性能の高い住宅の新築」が適切に実現したことを確かめるため、補助事業者と建築主(共同事業者)は、その引渡し・共同事業者の入居に関して事務局へ報告(完了報告)を行う必要があります。
完了報告は本事業の専用ポータル(以下、「本ポータル」という)上で、指定の期限(P8参照)までに行います。
期限までに提出されない、あるいは報告内容が要件を満たさない場合は、交付決定の取り消しとなります。
補助金が交付済みの場合は、補助金の返還義務が発生します。

1－2　完了報告手続きの流れ

交付決定から完了報告の審査完了までの手続きは以下のとおりです。
本手引きでは完了報告の手続きについて解説を行います。
交付決定・補助金の確定以前の手続きについては、「交付申請の要件について(交付申請の手引き)」をご確認ください。

(例：2027年度3月末より後に竣工・引渡しを行い、完了報告を提出する場合)

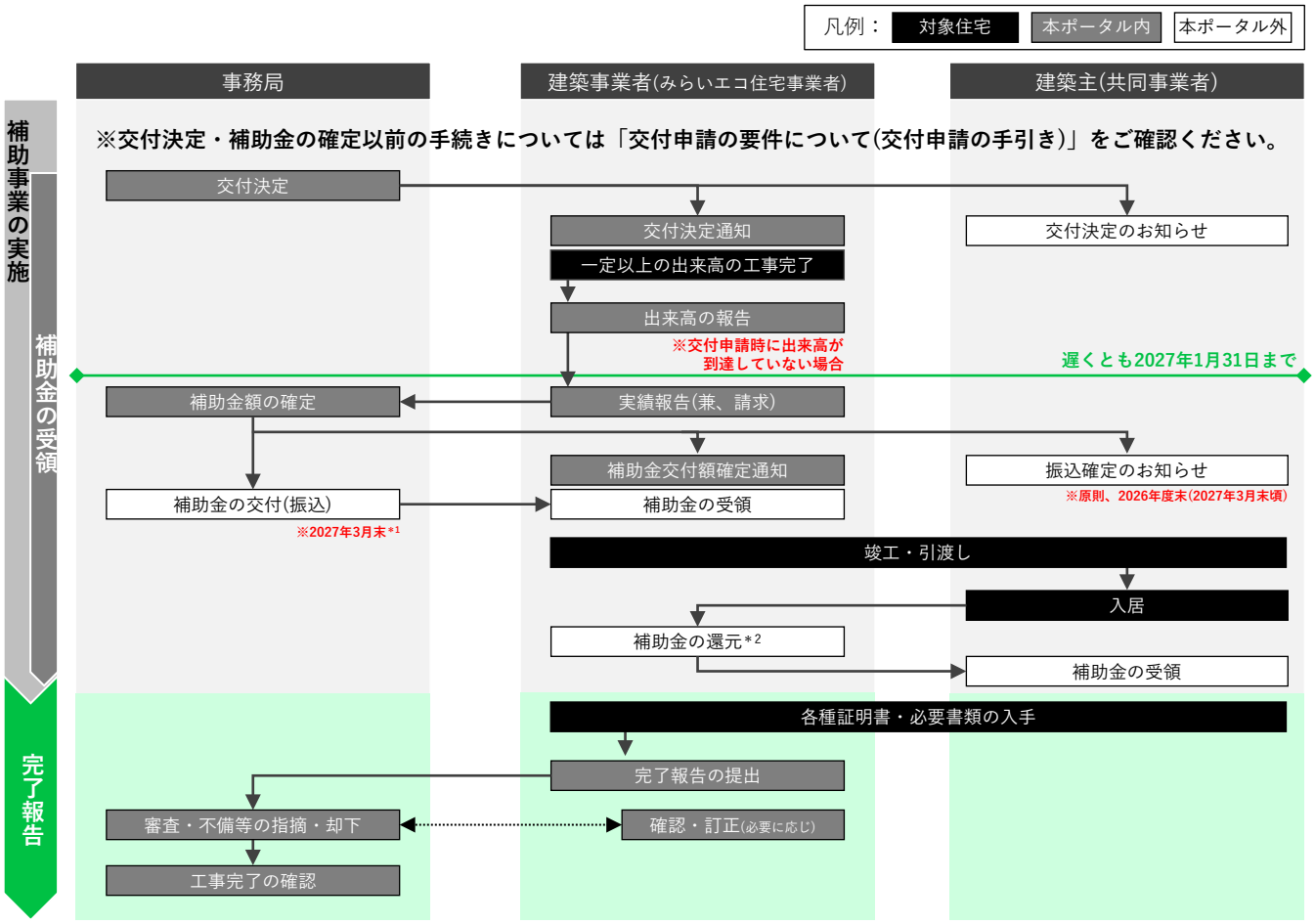

＊1　補助金の交付(振込)後に完了報告を提出する場合の流れです。
2027年3月末以前に完了報告の終了に至った場合は、上記の流れとは異なり完了報告の提出後に補助金の交付(振込)となります。

＊2　原則、補助金は最終支払の一部に充当することで還元してください。

補　足

□ **出来高(一定以上の出来高の工事完了)の報告について**
本事業において、「一定以上の出来高の工事完了」とは、基礎工事着手以降の工事の出来高が、補助額以上であることをいいます。補助事業者が出来高の工事完了を確認のうえ、本ポータルにて出来高の報告を行います。

出来高の報告には下記2通りの方法があります。
①2027年1月31日までに、完了報告を提出(完了報告をもって出来高の到達を確認)
②完了報告が2027年2月1日以降の提出となる場合は、2027年1月31日までに別途出来高の報告を実施

2027年1月31日までに上記①または②の報告ができない場合、事務局は当該交付申請を却下し、既に交付決定されている場合は、当該交付決定を取り消します。

第1章 完了報告の詳細

1－3　補助金の交付

事務局は、交付決定を行い、出来高の報告が確認できた補助事業について、右表の時期のいずれか早い時期に、みらいエコ住宅事業者である建築事業者の指定口座に振込を行います。

いずれか早い方	2026年度末＊1 (2027年3月末ごろ振込)
	完了報告の審査完了 ※当月20日締、翌月末支払い予定

＊1　2027年1月31日までに一定以上の出来高の工事完了、および出来高の報告が必要です。

※「共同事業実施規約」に定めるとおり、交付された補助金は原則、建築代金の最終支払いの一部に充当することで建築主に還元することになっております。
なお、それまでの間、建築事業者は事業資金に充当することなく、補助金を留保してください。

振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで振込を行う旨を通知します。

※統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者に、口座単位の振込明細を郵送します。
※建築主に対しても交付確定額と、建築事業者への振込日を通知する書類を郵送します。

≪振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ≫
※統括アカウント利用者または経理担当者宛

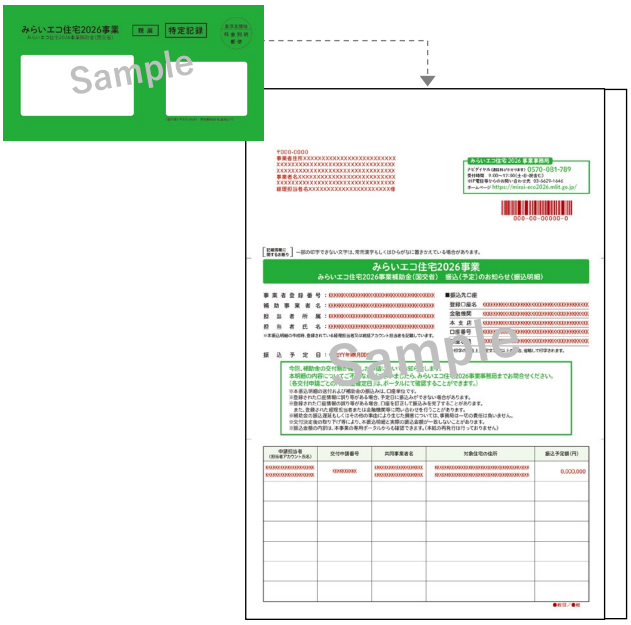

記載される主な項目は以下のとおりです。

◆事業者登録番号　◆補助事業者名
◆担当者所属　◆担当者氏名
◆振込予定日　◆振込先口座情報
◆申請担当者(担当者アカウント氏名)
◆交付申請番号　◆共同事業者名
◆補助対象住宅の所在地　◆振込予定額

※理由の如何を問わず再発行はできません。
　振込金額の内訳は本ポータルでご確認が可能です。
※デザインは変更となる場合があります。

≪振込確定のお知らせのイメージ≫
※建築主(共同事業者)宛
(圧着式ハガキ)

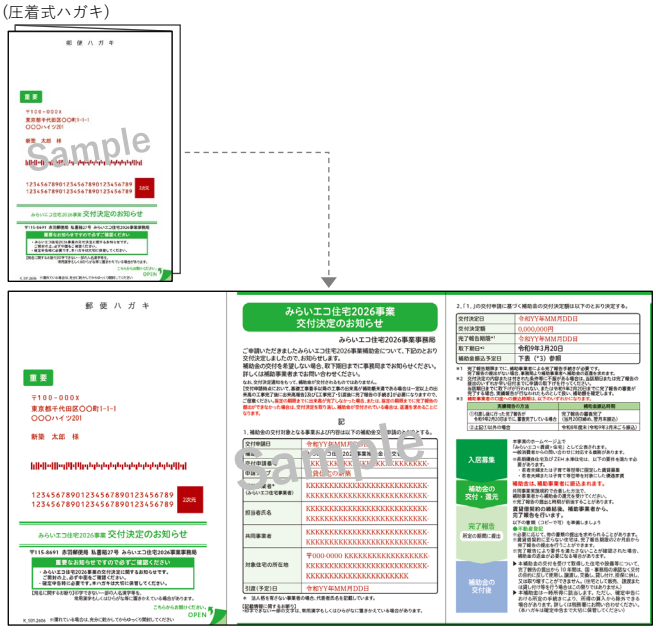

記載される主な項目は以下のとおりです。

◆交付申請番号　◆交付申請日
◆補助事業者(みらいエコ住宅事業者)
◆担当者氏名　◆共同事業者(建築主)
◆対象住宅の住所(補助対象住宅)
◆交付決定番号　◆交付決定日
◆交付決定額　◆完了報告期限
◆補助金支払日(予定)　◆取下期日

※理由の如何を問わず再発行はできません。
　共同事業者が紛失等した場合は、みらいエコ住宅事業者より『交付決定通知書(様式4)』をお渡しください。
※デザインは変更となる場合があります。

※次ページへ続く

補　足

□ **保管用の書類について**
振込(予定)のお知らせ(振込明細)の作成と同時に
保管用の『実績報告書(兼、請求書)(様式５)』
および『交付額確定通知書(様式６)』のPDFデータ
が作成されます。
これらの書類は本ポータルから
ダウンロードできるようになります。

≪実績報告書(兼、請求書)のイメージ≫

≪交付額確定通知書のイメージ≫

1－4　完了報告の手続き

①完了報告の手続き方法

本事業の専用ポータル上にて以下の②完了報告の必要書類を提出し、手続きを行ってください。

※建築主の方が自身で完了報告の手続きを行うことはできません。

②完了報告の必要書類

完了報告時には、以下のすべての書類を提出します。

凡例：●＝必須　○＝該当する場合に提出

書類名	必須	スキャン
建築基準法に基づく検査済証*1	●	白黒可
共同事業者の住民票 (長期優良住宅・ZEH水準住宅で交付申請時に要件を満たす世帯の同居を確認できていない場合は世帯票)	●	白黒可
≪GX志向型住宅を申請した場合≫		
HEMSコントローラの本体写真*2	○	カラー
≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請 / 古家の除却を行った場合≫		
古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*3*4	○	白黒可

＊1　建築確認が不要な地域については、完了報告にて「検査済証」の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書*3」を提出してください。

＊2　設置された製品が該当するコントローラであることが確認できない場合、別途、銘板写真、保証書、納品書等を追加で求めることがあります。

＊3　登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

＊4　交付申請時までに提出済の場合は提出不要です。
除却を行う敷地内に複数の建物があり、そのうち一つ以上の建物を除却し、変更登記を行う場合は、変更後の建物の登記事項証明書(全部事項証明書)を提出してください。

※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

補　足

□ **居住の確認について**

本事業は「建築主自らが居住する住宅」を補助対象としています。建築主が居住していることを確認するため、対象住宅の住所が居住地として記載された住民票の提出が必要です。
また、長期優良住宅・ZEH水準住宅については、以下１)２)のいずれかに該当する場合、共同申請する全員(共同事業実施規約における共同事業者【乙】および【丙①】【丙②】)の同居を確認できる住民票(世帯票)の提出が必要です。

１)交付申請時、建築主と共同事業者である子または配偶者の同居を確認できない場合

２)建築主が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(建築主が若者夫婦の親等の場合)

※完了報告時に提出する書類で対象住宅に居住または同居していることが確認できない場合、交付決定の取り消しおよび補助金の返還を求めることがあります。

□ **単身赴任等について**

単身赴任等やむを得ない事由により要件を満たす建築主または家族や親族が対象住宅に入居(同居)できないと事務局が判断する場合、当該要件の緩和を受けることができる場合があります。
当該事由に該当した場合は、完了報告の提出の手前で事務局へご連絡ください。

※次ページへ続く

第1章 完了報告の詳細

③完了報告の期間

完了報告は、交付決定以降に行ってください。期間は、住宅の建て方・階数により異なります。

◆戸建住宅　：　交付決定～2027年7月31日

◆共同住宅で階数*1が10以下　：　交付決定～2028年4月30日

◆共同住宅で階数*1が11以上　：　交付決定～2029年2月28日

＊1　階数とは建築物の地下を含めた階の合計のことです。（例：地下1階、地上9階の建物の階数は10）

注意！

期限までに「要件への適合が確認できる完了報告が提出できない」「交付申請時に付された条件が満たされていない場合」交付決定の取り消しを行います。

※提出期限までに条件が満たされた場合、却下後の再提出は可能です。

第2章　提出書類の詳細

本手引き注釈記号の扱い

※ ：各項の全体に対する注釈です。
＊0 ：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

● 提出書類一覧 ●

【凡例】●：必須提出書類　/　○：該当する場合に提出する書類

	書類名称	スキャン	参照ページ
ⓐ	建築基準法に基づく検査済証	白黒可	P10
ⓑ	共同事業者の住民票 (長期優良住宅・ZEH水準住宅で交付申請時に要件を満たす世帯の同居を確認できていない場合は世帯票)	白黒可	P11
≪GX志向型住宅を申請した場合≫			
ⓒ	HEMSコントローラの本体写真	カラー	P12
≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請 / 古家の除却を行った場合≫			
ⓓ	古家の不動産登記 閉鎖事項証明書＊1	白黒可	P13

＊1　交付申請時までに提出済の場合は提出不要です。
除却を行う敷地内に複数の建物があり、そのうち一つ以上の建物を除却し、変更登記を行う場合は、変更後の建物の登記事項証明書(全部事項証明書)を提出してください。

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

補　足

□ **アップロードするファイルについての注意事項**
◆1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください)
◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります)
◆**文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。**(不鮮明な書類は受理されないことがあります)
◆添付タイプごとにまとめてください。
(「検査済証」と「住民票」を1つのファイルにまとめることは不可)

第2章 提出書類の詳細

ⓐ 建築基準法に基づく検査済証

白黒可

入手 特定行政庁 または 指定確認検査機関

第二十四号様式（第四条の八関係）

建築基準法第７条第５項の規定による

検　査　済　証

第　000-00000000000　号
令和　0年　00月　00日

○○○○○○○　様

株式会社 ○○○○検査機関
代表取締役　○○ ○○

下記に係る工事は、建築基準法第７条の２第１項の規定による検査の結果、建築基準法第６条第１項（建築基準法第６条の３第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1．確認済証番号　第　000-0000000　00　号
2．確認済証交付年月日　令和　0年　00月　00日
3．確認済証交付者　○○○検査機関　○○ ○○
4．建築場所、設備場所又は築造場所　○○県○○市○○町○○丁目0-0
5．検査を受けた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
（1）建築物の名称　○○○○○○○○
（2）主要用途　一戸建ての住宅
（3）工事種別　新築
（4）延べ面積　a．申請部分　000.00 ㎡
b．申請以外の部分　0.00 ㎡
c．合計　000.00 ㎡
（5）申請棟数　1棟
（6）主たる建築物の構造　木造
（7）主たる建築物の階数　地階を除く階数(地上階数)　0 階
地階の階数　0 階
6．検査年月日　令和　0年　00月　00日
7．検査を行った確認検査員氏名　○○ ○○

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ 建築基準法第7条第5項もしくは第7条の2第5項の規定による検査済証であること

❷ 確認済証番号および交付年月日の記載があること

❸「建物の用途」が「一戸建ての住宅」「共同住宅」「長屋」のいずれかであること
(「老人ホーム」「老人福祉施設」「倉庫」「旅館」等は不可)

❹「工事種別」が「新築」であること
(増築、改築、大規模の修繕等によるものは原則不可)

❺「建物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること

❻ 住戸の「延べ面積」の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること＊1

＊1　二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、完了報告する住宅部分の床面積が確認できない場合、平面図の提出を求める場合があります。

補　足

□ **検査済証における「増築」「改築」について**
別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、確認申請書の第四面【3.工事種別】から、「新築」と確認できる場合または、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力確保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合は対象となります。
確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。
(別途、住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を求める場合があります)

建築確認が不要な住戸の場合　不動産登記における建物の登記事項証明書

入手 建築主(共同事業者)

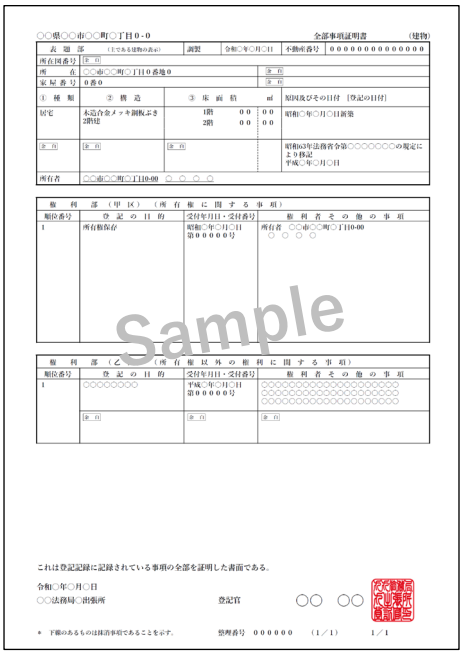

○○県○○市○○町○丁目0-0　全部事項証明書　(建物)

表題部 (主である建物の表示)	調製	令和○年○月○日	不動産番号	0000000000000000
所在図番号	余白			
所在	○○市○○町○丁目0番地0	余白		
家屋番号	0番0	余白		

① 種類	② 構造	③ 床面積 ㎡	原因及びその日付 〔登記の日付〕
居宅	木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建	1階 00 00 2階 00 00	昭和○年○月○日新築
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第○○○○○○○の規定により移記 平成○年○月○日
所有者	○○市○○町○丁目0-00 ○○○○○		

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和○年○月○日 第00000号	所有者　○○市○○町○丁目0-00 ○ ○ ○ ○

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	○○○○○○○○	平成○年○月○日 第000000号	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
	余白	余白	余白

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和○年○月○日
○○法務局○出張所　登記官　○○　○○

＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。　整理番号　000000　(1／1)　1／1

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶「表題部 所在」が新築した住宅の所在地と一致すること

❷「表題部 ①種類」が「居宅」または「共同住宅」を含むこと

❸「表題部 ③床面積」が50㎡以上240㎡以下であること＊2

❹「表題部 原因及びその日付」において「新築住宅」であることが確認できること

❺ 所有権保存登記されていること

＊2　二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、完了報告する住宅部分の床面積が確認できない場合、平面図の提出を求める場合があります。

補　足

□ 複数枚にわたる場合、全ページを提出してください。

□ 登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

第2章 提出書類の詳細

A 注文住宅の新築 完了報告

ⓑ 共同事業者の住民票
(長期優良住宅・ZEH水準住宅で交付申請時に要件を満たす世帯の同居を確認できていない場合は世帯票)

白黒可

入手 建築主(共同事業者)

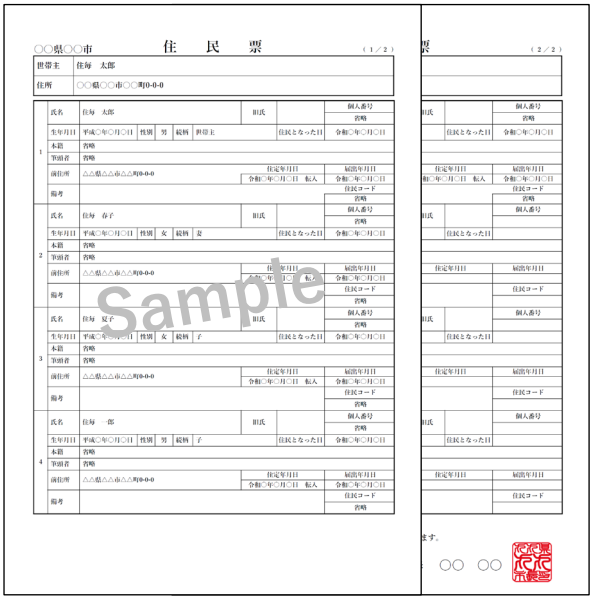

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ 自治体が発行した住民票(世帯票)であること

❷「住所」が新築した住宅の所在地と一致すること

❸ 建築主(共同事業者【乙】)の「氏名」があること

≪長期優良住宅・ZEH水準住宅で交付申請時に要件を満たす世帯の同居を確認できていない場合≫

❹ 世帯内に「生年月日」が2007年4月2日以降の子(共同事業者【丙】)、もしくはどちらかの「生年月日」が1985年4月2日以降の夫婦(共同事業者【乙】および【丙】、もしくは【丙①】および【丙②】)が含まれること

※2026年3月31日までに建築着工するものについては、「生年月日」が2006年4月2日以降の子(共同事業者【丙】)、もしくはどちらかの「生年月日」が1984年4月2日以降の夫婦(共同事業者【乙】および【丙】、もしくは【丙①】および【丙②】)が含まれること

補 足

□ **住民票の記載内容について**

市区町村の窓口やコンビニ交付サービス、広域交付住民票にて以下の内容で発行を依頼してください。

①マイナンバー記載なし(記載があるものは受付できません)
②本籍記載なし

長期優良住宅・ZEH水準住宅で交付申請時に要件を満たす世帯の同居を確認できていない場合に提出する住民票(世帯票)は、上記に加えて以下の記載が必要です。

③世帯全員分
④続柄記載あり

※提出する住民票は、共同事業者それぞれの個票でも構いません。それぞれの住民票に記載された住所により同居を確認します。

□ **共同申請する世帯全員の住民票の提出について**

以下のいずれかに該当する場合、共同申請する全員分(共同事業実施規約における乙および丙①②)の住所が確認できる住民票(世帯票等)の提出を求めます。

・交付申請時、建築主と子または配偶者の同居を確認できない場合
・建築主が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(建築主が若者夫婦の親等の場合)

※完了報告時に提出する住民票(世帯票等)で同居を確認できない場合、交付決定の取り消しおよび補助金の返還を求めることがあります。

第2章 提出書類の詳細

C GX志向型住宅 ≪GX志向型住宅を申請した場合≫ HEMSコントローラの本体写真 カラー

補助対象住宅に設置された製品が「**ECHONET Lite AIF仕様**」および「**JC-STAR★1以上**＊1」に対応する**コントローラ**＊2であることが確認できる写真を提出してください。
(提出枚数は1枚以上)

※以下が確認できる必要があります。

- **申告した製品であること**
- **製品が設置**＊3**されていること**

＊1　建築確認申請書の提出日が2026年7月1日以降の場合、JC-STAR★1以上の適合ラベルを取得している必要があります。
＊2　一般社団法人エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載されている製品に限ります。
また、性能を満たす製品であっても、一般社団法人エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載されていない(認証を受けていない)製品は補助対象になりません。
＊3　製品が通電され、利用できる状態にあることをいいます。

以下に該当する写真は提出書類として認められません。

✕ **認められない写真**	◆製品の一部分しか確認できない写真(本体の全体が確認できない) ◆申告された製品と異なる製品の写真 ◆設置が確認できない写真 例：　接写により配線が確認できない写真 梱包から取り出された状態の写真 画面やランプを有する製品で点灯を確認できない写真　等 ◆製品ではない写真 例：　保証書や納品書のみの写真　等

補　足

□ **コントローラ本体写真の撮影方法について**
補助対象住宅に設置されたコントローラ本体の全体が確認できる写真を撮影してください。
※設置された製品が該当するコントローラであることが確認できない場合、別途、銘板写真、保証書、納品書等を追加で求めることがあります。

□ **コントローラ本体写真の提出について**
本ポータルにて画像ファイルをアップロードすることで提出します。

□ **「工事写真撮影アプリ」について**
新築の申請では、「工事写真撮影アプリ」は利用できません。

□ **交付時に「JC-STAR適合ラベル取得申請に関する証明書」を提出した住宅について**
本ポータルにて当該製品が掲載されている独立行政法人情報処理推進機構のホームページのURLを申告する必要があります。

第2章 提出書類の詳細

ⓓ 長期優良住宅 ZEH水準住宅

≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請 / 古家の除却を行った場合≫

古家の不動産登記 閉鎖事項証明書

白黒可

交付申請時までに当該書類を提出済の場合は、完了報告であらためて提出する必要はありません。

≪不動産登記 閉鎖事項証明書≫

入手 建築主(共同事業者)

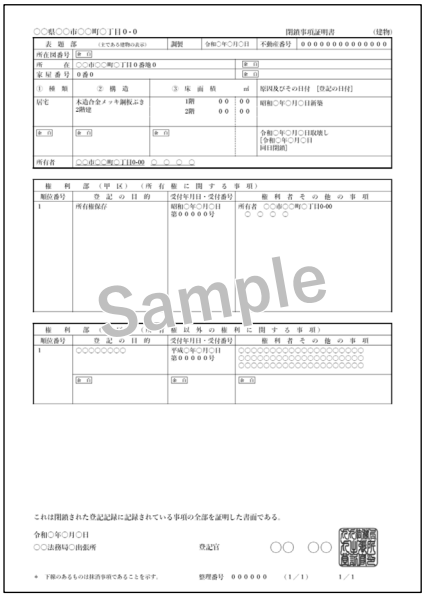

※登記情報提供サービスの出力や
キャプチャでも可。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶「表題部 ①種類」が「居宅」であること

❷「表題部 原因及びその日付」に「閉鎖」の記載があり、
取壊し日が「2025年11月28日以降」であること

❸「権利部(甲区)」に所有者の氏名が記載されていること

❹「権利部(甲区) 所有者」が新築する住宅の発注者、
または親族であること

※発注者の親族かどうかは交付申請時までに提出された
「戸籍謄本」で確認します

補 足

□ **未登記の住宅について**
未登記の住宅を除却した場合は、古家の除却における補助額の加算対象になりません。

□ 除却を行う敷地内に複数の建物があり、そのうち一つ以上の建物を除却し、変更登記を行う場合は、変更後の建物の登記事項証明書(全部事項証明書)を提出してください。

みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業
A
注文住宅の新築
完了報告

第3章　その他

本手引き
注釈記号の
扱い

※ ：各項の全体に対する注釈です。
＊0 ：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

3－1　交付申請の取下げ

交付決定後、「交付決定通知書(様式４)」に記載している「取下期日」までに、補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合は、速やかに交付申請の取下げを行ってください。

取下げを行う場合は事務局へ相談し、事務局の指示に従い、『取り下げ申請書(様式７)』を提出してください。

ただし、本事業の交付決定を受けた交付申請を取り下げた場合、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。申請額の記載漏れ等の場合も同様です。

≪取り下げ申請書のイメージ≫

みらいエコ住宅2026事業
（様式７）

みらいエコ住宅2026事業事務局　殿

みらいエコ住宅2026事業 取り下げ申請書

本事業の交付規程及び交付申請の手引き等に基づき、交付決定を受けた補助事業の取り下げを行います。

令和　８年　○月　○○日記入

【補助事業者】 欄すべて必須（個人事業主の場合は、法人代表者の情報を記載）

登録事業者番号	S123456	
補助事業者（個人事業主名）	株式会社みらいエコ住宅	
法人代表者	肩書	代表取締役
	氏名	住宅　エコ
申請担当者	住所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関１丁目2026番１号
	氏名	住宅　みらい
	連絡先	電話番号 [illegible]
高度な専門家	住所	〒100-[illegible]
	氏名	林産　一郎
	連絡先	電話番号 03−XXXX−XXXX　メールアドレス △△△△@△△△.com

*法人の場合は、担当者の連絡先を記入してください。

【共同事業者】 欄すべて必須

氏名（住宅取得者等）	みらい　太郎
現住所	〒100-XXXX 東京都渋谷区△△町 1-1-1
電話番号*	090−XXXX−XXXX　メールアドレス* △△△△@△△△.com

*法人の場合は、担当者の連絡先を記入してください。

【取り下げする補助事業】 欄すべて必須

交付決定番号	XXXXXXXXXX
補助金	みらいエコ住宅 2026 事業補助金（国交省）
交付決定日	令和８年△月□□日
取り下げ理由	申請情報に変更が生じたため

【注意事項】　予め事務局に相談し、その指示により提出すること。

Sample

補　足

□ 交付申請の取下げを行う場合は、予め事務局に相談してください。
事務局からの指示なく、取り下げ申請書を提出された場合は受理されません。

3－2　補助金の併用

本事業と補助対象が重複する他の補助事業であって、国費が充当されているもの(国による直接補助事業や、国土交通省の「社会資本整備総合交付金」等を活用して地方公共団体が実施している補助事業)との併用はできません。ただし、地方自治体が独自に、本補助金への上乗せや、本事業との併用を前提として措置している補助事業は併用可能です。(例：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)

具体的には以下①②のとおりとします。

なお、地方公共団体が申請窓口となる補助事業との併用可否については、窓口となる地方公共団体にご確認ください。

◆ 注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入、賃貸住宅の新築について

本事業は、省エネ性能の向上に係る「掛かり増し」に対して補助するものです。
補助対象が重複する国の他の制度との併用はできません。

■住宅省エネ2026キャンペーンの各構成事業、および同様の過年度事業との併用はできません。

■以下に示す表は、国による直接補助事業等のうち、代表的なものをリスト化し、本事業との併用の可否を示したものです。

※**同一住宅(住戸)における交付申請であること**を前提としています。

※本事業の事業期間において、両事業へ交付申請が行われることを前提に併用の可否を示しています。

【凡例】○：併用可　/　×：併用不可

区分	補助制度	併用可否 みらいエコ住宅2026事業【新築】	併用可否の理由
キャンペーン以外の国の補助制度	サステナブル建築物等先導事業(新築)	×＊1	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	子育て支援型共同住宅推進事業(新築)	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	CEV補助金(V2H充放電設備)	○	V2Hはみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない
	超高層ZEH-M実証事業	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業(新築)	○	蓄電池はみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない
	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	集合住宅の省 CO2 化促進事業	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	外構部の木質化対策支援事業(新築)	○	資材はみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない
	中高層等JAS構造材実証支援事業(新築)	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	花粉症対策木材利用促進事業(新築)	○	スギ材への転換のための取組はみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	2050先導型住宅推進事業(新築)	○	レジリエンス性に資する設備はみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない
国の補助事業以外の制度	住宅ローン減税等の税制措置(新築)	○	所得税等の控除に係る制度であるため、併用可能
	住まいの復興給付金(新築)	○	生活支援のための制度であるため、併用可能
	被災者生活再建支援制度(新築)	○	生活支援のための制度であるため、併用可能

＊1 「サステナブル建築物等先導事業(新築)」のうち、モデル事業である「次世代住宅プロジェクト」については、省エネ住宅の建設費用を対象とした提案でなければ、併用可能です。

※当該補助金の交付を受けた財産(設備等)を処分する必要がある場合、当該補助金事業の事務事業者等にお問い合わせください。

3－3　書類の保管

みらいエコ住宅事業者である建築事業者は、本事業の関連書類について、**本事業の交付を受けた年度終了後5年間にわたって(具体的には令和14(2032)年3月31日まで)、以下の書類について保管が必要です。**
(本事業は、会計検査院による検査の対象になる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります)

なお、補助事業に要した費用について、他の経理と明確に区分し、その収入および支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入および支出に関する証拠書類を整理し、**これらの帳簿および書類も本補助金の交付を受けた年度終了後5年間にわたって保存が必要です。**

No.	書類名称		
1	様式２	交付申請書	手続きの進捗に応じて住宅省エネポータルからダウンロードできます。
2	様式４	交付決定通知書＊1	
3	様式５	実績報告書(兼、請求書)	
4	様式６	交付額確定通知書＊1	
5	交付申請の提出書類	みらいエコ住宅2026事業 共同事業実施規約【新築用】	
6		工事請負契約書	
7		建築基準法に基づく確認済証	
8		建築基準法に基づく確認申請書	
9		みらいエコ住宅2026事業 基礎工事完了確認書	
10		住宅の性能を証明する住宅証明書等	
		≪共同住宅の場合≫	
11		対象住戸の平面図	
		≪GX志向型住宅を申請する場合≫	
12		建築主の本人確認書類	
		≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請する場合≫	
13		建築主本人と家族構成が確認できる住民票(世帯票)等	
		≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請／古家の除却を行う場合≫	
14		解体工事の工事請負契約書	
15		古家の不動産登記 閉鎖事項証明書＊2	
16		**＜建築主と解体工事の発注者が異なる場合または建築主と古家の所有者が異なる場合＞** 戸籍謄本	
		≪GX志向型住宅を申請／JC-STAR★1以上の適合ラベルを取得申請中の場合＊3≫	
17		JC-STAR適合ラベル取得申請に関する証明書	
18		その他、交付申請時に提出を求められた書類	
19	完了報告の提出書類	建築基準法に基づく検査済証	
20		共同事業者の住民票(長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合は世帯票)	
		≪GX志向型住宅を申請した場合≫	
21		HEMSコントローラの本体写真	
22		その他、完了報告時に提出を求められた書類	

＊1　本事業の交付を受けた建築主(共同事業者)が確定申告の際に、提出を求められることがあります。
(確定申告の詳細は税務署にご確認ください)
補助事業者は、必要に応じて建築主(共同事業者)に配布してください。事務局は書類の再発行には応じられません。

＊2　交付申請(予約を含む)時に、「不動産登記全部事項証明書」を提出した場合は、「不動産登記全部事項証明書」についても保管が必要です。

＊3　建築確認申請書の提出日(建築確認申請が不要な住戸の場合、建築工事届の提出日)が2026年7月1日以降の場合に限ります。

※次ページへ続く

補　足

□ **取得財産等の処分の制限と管理**

≪GX志向型住宅の場合≫
本事業の交付を受けた共同事業者および補助事業者は、補助金の交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、補助事業の完了(完了報告の提出)から6年間においては、本事務局の承認なく、本事業の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

≪長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合≫
本事業の交付を受けた共同事業者および補助事業者は、補助金の交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、補助事業の完了(完了報告の提出)から10年間においては、本事務局の承認なく、本事業の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

ただし、いずれの住宅の場合でも本事業の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合、または災害や火災により使用できなくなった場合や、立地上または構造上危険な状態にある場合の取り壊しまたは廃棄に該当する場合を除きます。上記に該当する可能性がある場合、事前に事務局にご相談ください。

なお、本事業で交付された補助金は共同事業者へ還元されることから、「みらいエコ住宅2026事業補助金(GX志向型住宅)交付規程」第18条第2項に規定する取得財産等明細表の提出は不要とします。

みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業
A
注文住宅の新築
完了報告

第4章　更新履歴

第4章 更新履歴

今後、本手引きを更新した場合は、こちらに更新内容を記載します。

No	更新日	更新ページ	更新内容	